

冊特定非営利活動法人 土佐さめうら観光協会 定款

第1章 総 則

名 称

第1条 この法人は、特定非営利活動法人土佐さめうら観光協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知県土佐郡土佐町田井448番地2に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、土佐町及びその周辺地域の自然、景観、文化・歴史、産業などの資源を活用し、観光事業の振興を図ることにより、土佐町の魅力を高め地域内外の人々との交流を促進し、もって地域文化の維持発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 観光の振興を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 社会教育の推進を図る活動
- (7) 災害救援活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 「道の駅 土佐さめうら」の維持管理運営
 - ② 観光案内板の設置、その他、地域来訪者に対して利便供与をはかる事業
 - ③ イベント開催
 - ④ 土佐あかうしや農産物などの商品開発
 - ⑤ 地場産品の販売及び情報発信、販路拡大
 - ⑥ 各種スポーツ事業との連携・健康づくり運動の推進
 - ⑦ 各事業体との連携事業
 - ⑧ 各種展示・展覧会の開催
 - ⑨ 緑化運動、自然環境保全運動の推進
 - ⑩ 社会学習の支援
 - ⑪ 自然素材（木、竹、藁、草等）活用の物作り教室の開催
 - ⑫ 観光客の災害避難所として炊き出しなどの支援

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、団体及び法人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、団体及び法人
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は有識経験者で、総会において推薦され、本人の承諾を得た者

(入会)

第7条 正会員になるための条件は特別に定めないが、正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める書式による入会申込書を提出して、理事長の承認を得なければならぬ。

- 2 理事長は、正当な事由があつて正会員としての入会を認めない場合には、速やかに、理由を付した書面をもつて入会申込者本人に、その旨を通知しなければならない。
- 3 賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、入会を認めない場合は、前項の規定を準用する。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出があつたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体又は法人が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16人以上 28人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、3人を副理事長、1人を常務理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が、役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長の意を受けて、この法人の業務を執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解

任することができる。この場合、その役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他、役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職 員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種 別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機 能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって返還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法(以下「書面等」という)を持って招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に、臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、1人（1団体、1法人）1票とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることがない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面等表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された、議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面等をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議 決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数（書面等表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選出に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費及び余剰金)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会で決めた者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員4分3以上の多数による議決を得なければならない。なお、所轄庁の認証を得なければ合併することができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示すると共に、官報に掲載して行う。

ただし、貸借対照表の公告については、内閣 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 雜 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 (理事長)	川 村 傳 之 助
理 事 (副理事長)	岡 林 光 春
理 事 (副理事長)	和 田 善 輔
理 事 (副理事長)	山 中 義 雄
理 事 (常務理事)	矢 田 泰 藏
理 事	岩 崎 廣 雄
理 事	上 川 雄 士
理 事	川 式 順 昭
理 事	高 橋 雅 雅
理 事	筒 井 寛 豊
理 事	森 井 啓 一
理 事	和 岡 敏 喜
理 事	和 田 光 一
理 事	和 田 賢 俊
理 事	和 田 孝 城
監 観	藤 尾 千
監 観	山 中 博
監 観	理 靖

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項にかかわらず、成立の日から平成12年度の通常総会終了時までとする。但し、法人成立の日から2年を超えない期間とする。
- 4 この法人の成立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年6月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 1,000円
 - (2) 年会費 5,000円

付 則

この定款は、議決の日（平成15年8月10日）から実施し、平成15年7月1日より適用する。

付 則

令和5年度から、年会費を3,000円とする。

この定款は、令和5年6月16日の総会において、第3条、第4条、第5条、第13条、第23条、第24条、第25条、第29条、第30条、第33条、第34条、第37条、第38条、第40条、第43条、第46条、第48条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条を変更し、認証された日から適用する。

令和5・6年度事業計画書

今年度は長く続いたコロナ対策もほぼ解消され、通常の生活に戻ってきました。県内外イベントもほぼ開催される予定なので、積極的に参加する予定です。また道の駅のイベントも考えています。特に今年は25周年になりますので、地域の皆様にも喜ばれるイベントを企画しています。課題としては、2年前ぐらいから県にも要望していますが、なかなか進まない駐車場の問題です。お客様からは土日祝には止めるところがないと苦情が出ています。裏の駐車場を使ったり隣接する民家を借りたりしていますが、この先更に問題になる可能性があります。引き続き要望して行きます。

令和5年度事業計画一覧

	事業名	日程	内容
1	新緑の市（総合イベント）	5月3日	開催済
2	高知市水道週間イベント	6月4日	開催済
3	愛南町交流海鮮	7月	主催事業
4	第43回早明浦湖水祭（水神祭）	8月5日	
5	水辺の納涼祭（香川用水記念公園）	8月6日	
6	BBQテラスビアガーデン	8月	
7	豊穰祭 in れいほく	10月	参加予定
8	紅葉の市（総合イベント）	11月3日	主催事業（道の駅）
9	「25周年」イベント	企画中	
10	第29回地蔵寺アメゴ・マス釣り大会	3月下旬	協力参加
11	山野草園芸展・愛蘭会展	適宜	嶺北山野草同好会
12	さめうら水源の森ネットワーク	通年	協力参加（水資源）

令和6年度も同様の事業計画

令和5・6年度 活動(収支)予算書

収入の部

(単位:円)

科 目	令和5年度予算額	令和4年度予算額	比較増減	令和6年度予算額
補 助 金 収 入	2,850,000	2,270,000	580,000	2,260,000
入 会 金 収 入	5,000	5,000	0	5,000
会 費 収 入	275,000	275,000	0	275,000
協 力 金 収 入	50,000	50,000	0	50,000
物 産 館 管 理 運 営 代 行	3,877,000	3,877,000	0	3,877,000
壳 上	80,000,000	62,000,000	18,000,000	82,400,000
事 業 収 入	150,000	400,000	△ 250,000	150,000
委 託 料 収 入	62,233,400	64,235,400	△ 2,002,000	62,233,400
雜 収 入	2,919,333	2,216,486	702,847	2,491,100
受 取 利 息			0	
当 期 収 入 合 計	152,359,733	135,328,886	17,030,847	153,741,500
前 期 繰 越 収 支 差 額	7,730,267	8,431,114	△ 700,847	7,738,500
収 入 合 計	160,090,000	143,760,000	16,330,000	161,480,000

支 出 の 部

(単位:円)

支出	科 目	令和5年度予算額	令和4年度予算額	比較増減	令和6年度予算額
事業費	まちづくりイベント事業費	130,000	130,000	0	130,000
	公園等清掃管理事業費	30,000	50,000	△ 20,000	30,000
	木の香るまちづくり事業費	0	0	0	0
	物づくり教室等社会教育推進事業費	0	300,000	△ 300,000	0
	観光・産業推進事業費	1,250,000	1,450,000	△ 200,000	1,250,000
	道の駅清掃管理事業費	1,200,000	1,200,000	0	1,200,000
	ふるさと納税事業	48,000,000	48,000,000	0	48,000,000
	農畜産物販路拡大事業	1,171,500	2,073,500	△ 902,000	1,171,500
	事業費計	51,781,500	53,203,500	△ 1,422,000	51,781,500
人件費	観光協会	1,500,000	2,640,000	△ 1,140,000	1,500,000
	道の駅	19,500,000	15,700,000	3,800,000	19,600,000
	ふるさと納税	10,360,000	10,000,000	360,000	10,560,000
	販路拡大	1,320,000	2,420,000	△ 1,100,000	1,320,000
	人件費計	32,680,000	30,760,000	1,920,000	32,980,000
その他経費	仕 入	53,600,000	42,160,000	11,440,000	55,200,000
			0	0	
	旅 費 交 通 費	400,000	600,000	△ 200,000	400,000
	通 信 費	550,000	700,000	△ 150,000	550,000
	水 道 光 熱 費	900,000	900,000	0	900,000
	販 売 促 進 費	1,700,000	1,000,000	700,000	1,000,000
	広 告 宣 伝 費	200,000	200,000	0	200,000
	涉 外 費	350,000	500,000	△ 150,000	350,000
	消 耗 品 費	2,000,000	2,500,000	△ 500,000	2,000,000
	事 務 用 品 費	50,000	150,000	△ 100,000	50,000
	修 繕 費	150,000	300,000	△ 150,000	150,000
	減 価 償 却 費	450,000	300,000	150,000	300,000
	リース料	2,000,000	2,000,000	0	2,000,000
	租 税 公 課	3,500,000	3,500,000	0	3,500,000
	法 人 税 等	400,000	1,000,000	△ 600,000	400,000
	支 払 手 数 料	340,000	350,000	△ 10,000	350,000
	そ の 他 雜 費	300,000	1,636,500	△ 1,336,500	300,000
	借 入 金 返 済	1,000,000	2,000,000	△ 1,000,000	1,000,000
	その他の経費計	67,890,000	59,796,500	8,093,500	68,650,000
	支 出 合 計	152,351,500	143,760,000	8,591,500	153,411,500
	次 期 繰 越 収 支 差 額	7,738,500	0		8,068,500